

品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
品質管理基準報告書第1号	品質管理基準報告書第1号
監査事務所における品質管理	監査事務所における品質管理
2006年3月30日	2006年3月30日
改正 2007年3月16日	改正 2007年3月16日
改正 2007年10月22日	改正 2007年10月22日
改正 2008年3月25日	改正 2008年3月25日
改正（中間報告） 2011年4月28日	改正（中間報告） 2011年4月28日
改正 2011年12月22日	改正 2011年12月22日
改正 2013年6月17日	改正 2013年6月17日
改正 2014年4月4日	改正 2014年4月4日
改正 2015年5月29日	改正 2015年5月29日
改正 2019年2月27日	改正 2019年2月27日
改正 2022年6月16日	改正 2022年6月16日
改正 2022年10月13日	改正 2022年10月13日
改正 2023年1月12日	改正 2023年1月12日
<u>最終改正</u> 2024年9月26日	<u>最終改正</u> 2023年1月12日
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第2号)	日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第2号)
<p>《I 本報告書の範囲及び目的》</p> <p>《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、監査事務所における財務諸表監査、中間監査及び期中レビュー並びに内部統制監査の品質管理に関する実務上の指針を提供するものである。なお、中間監査及び期中レビューは財務諸表監査の一環として実施されるものであり、また、内部統制監査は財務諸表監査と一体として実施されるものであるため、これらの業務の品質管理は、財務諸表監査の品質管理の一環として実施する。ただし、それぞれの業務の目的に照らして財務諸表監査と取扱いが異なる点は、関連する適用指針に記載している。</p>	<p>《I 本報告書の範囲及び目的》</p> <p>《1. 本報告書の範囲》</p> <p>1. 本報告書は、監査事務所における財務諸表監査、中間監査及び四半期レビュー並びに内部統制監査の品質管理に関する実務上の指針を提供するものである。なお、中間監査及び四半期レビューは財務諸表監査の一環として実施されるものであり、また、内部統制監査は財務諸表監査と一体として実施されるものであるため、これらの業務の品質管理は、財務諸表監査の品質管理の一環として実施する。ただし、それぞれの業務の目的に照らして財務諸表監査と取扱いが異なる点は、関連する適用指針に記載している。</p>

新	旧
<p>また、本報告書は、日本公認会計士協会が公表する報告書及び実務指針において、本報告書の適用が求められている業務における監査事務所の品質管理において適用される。</p>	<p>また、本報告書は、日本公認会計士協会が公表する報告書及び実務指針において、本報告書の適用が求められている業務における監査事務所の品質管理において適用される。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《Ⅱ 要求事項》</p>	<p>《Ⅱ 要求事項》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《7. 業務の実施》</p>	<p>《7. 業務の実施》</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>F31-4JP. 監査事務所は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ監査事務所内外の適切な者から専門的な見解を得られるようにするための方針及び手続を定めなければならない (FA81-2JP 項参照)。</p>	<p>F31-4JP. 監査事務所は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ監査事務所内外の適切な者から専門的な見解を得られるようにするための方針及び手続を定めなければならない (FA35-2JP 項参照)。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>《10. 特定の対応》</p>	<p>《10. 特定の対応》</p>
<p>34. 監査事務所は、第 26 項に従った対応のデザインと適用において、以下の対応を含めなければならない (A116 項参照)。</p>	<p>34. 監査事務所は、第 26 項に従った対応のデザインと適用において、以下の対応を含めなければならない (A116 項参照)。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>(5) 監査事務所は、以下の事項に関する方針又は手続を定める (A124 項から A126 項参照)。</p>	<p>(5) 監査事務所は、以下の事項に関する方針又は手続を定める (A124 項から A126 項参照)。</p>
<p>① 監査基準報告書 260 第 18-2JP 項に記載した企業等の財務諸表監査を実施する際に、品質管理システムがより質の高い監査を一貫して実施することをどのように支援しているかについて、監査役等とのコミュニケーションを要求する (A127 項から A129 項参照)。</p>	<p>① 監査基準報告書 260 第 16 項に記載した企業等の財務諸表監査を実施する際に、品質管理システムがより質の高い監査を一貫して実施することをどのように支援しているかについて、監査役等とのコミュニケーションを要求する (A127 項から A129 項参照)。</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>34-2JP. 監査事務所は、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査又は任意監査 (公認会計士法第 2 条第 1 項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査) のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務については審査を要しないとすることができる。</p>	<p>34-2JP. 監査事務所は、幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査又は任意監査 (公認会計士法第 2 条第 1 項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査) のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務については審査を要しないとすることができる。</p>
<p>ただし、上記に該当する場合であっても、監査事務所は、以下のようなリスク要因が存在する監査業務については、審査の必要性を慎重に検討し、審査を要しない監査業務の範囲について、審査に関する方針又は手続に明確に定めなければならない (A37 項参照)。</p>	<p>ただし、上記に該当する場合であっても、監査事務所は、以下のようなリスク要因が存在する監査業務については、審査の必要性を慎重に検討し、審査を要しない監査業務の範囲について、審査に関する方針又は手続に明確に定めなければならない (A37 項参照)。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立性の阻害要因に対するセーフガードとして審査を実施する場合 ・ 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについて、監査意見に影響を与える懸念がある場合 (監基報 260 第 16 項(1)参照) ・ 監査期間中に困難な状況に直面した場合 (監基報 260 第 16 項(2)参照) ・ 監査の過程で発見され、経営者と協議又は経営者に伝達すべき重要な事項について、監査意見に影響を与える懸念がある場合 (監基報 260 第 16 項(3)参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立性の阻害要因に対するセーフガードとして審査を実施する場合 ・ 会計方針、会計上の見積り及び財務諸表の開示を含む、企業の会計実務の質的側面のうち重要なものについて、監査意見に影響を与える懸念がある場合 (監基報 260 第 14 項(1)参照) ・ 監査期間中に困難な状況に直面した場合 (監基報 260 第 14 項(2)参照) ・ 監査の過程で発見され、経営者と協議又は経営者に伝達すべき重要な事項について、監査意見に影響を与える懸念がある場合 (監基報 260 第 14 項(3)参照)

新	旧
<p>(省 略)</p> <p>《11. モニタリング及び改善プロセス》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(1) モニタリング活動のデザインと実施》</p> <p>(省 略)</p> <p>37. 監査事務所は、モニタリング活動の内容、時期及び範囲を決定する際に、以下の事項を考慮しなければならない (A139 項から A142 項参照)。</p> <p>(1) 品質リスクに対する評価の根拠</p> <p>(2) 対応のデザイン</p> <p>(3) 監査事務所のリスク評価プロセス、並びにモニタリング及び改善プロセスのデザイン (A143 項及び A144 項参照)</p> <p>(4) 品質管理システムの変更 (A145 項参照)</p> <p>(5) 過去のモニタリング活動の結果、過去のモニタリング活動が監査事務所の品質管理システムの評価において依然として目的適合的であるかどうか、及び過去に識別された不備に対する是正措置が有効であったかどうか (A146 項及び A147 項参照)。</p> <p>(6) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は監査事務所の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する、不服と疑義の申立て、外部の検証からの情報及びサービス・プロバイダーからの情報を含む、その他の関連情報 (A148 項から A150 項参照)</p>	<p>(省 略)</p> <p>《11. モニタリング及び改善プロセス》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(1) モニタリング活動のデザインと実施》</p> <p>(省 略)</p> <p>37. 監査事務所は、モニタリング活動の内容、時期及び範囲を決定する際に、以下の事項を考慮しなければならない (A139 項から A142 項参照)。</p> <p>(1) 品質リスクに対する評価の根拠</p> <p>(2) 対応のデザイン</p> <p>(3) 監査事務所のリスク評価プロセス、並びにモニタリング及び改善プロセスのデザイン (A143 項及び A144 項参照)</p> <p>(4) 品質管理システムの変更 (A145 項参照)</p> <p>(5) 過去のモニタリング活動の結果、過去のモニタリング活動が監査事務所の品質管理システムの評価において依然として目的適合的であるかどうか、及び過去に識別された不備に対する是正措置が有効であったかどうか (A146 項及び A147 項参照)。</p> <p>(6) 職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は監査事務所の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する、不服と疑義の申立て、外部の検証からの情報及びサービス・プロバイダーからの情報を含む、その他の関連情報 (A148 項から A150 項参照)</p>
<p>(省 略)</p> <p>《11. モニタリング及び改善プロセス》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(3) 識別された不備の評価》</p>	<p>(省 略)</p> <p>《11. モニタリング及び改善プロセス》</p> <p>(省 略)</p> <p>《(3) 識別された不備の評価》</p>
<p>41. 監査事務所は、識別された不備の重大性と広範性を以下により評価しなければならない (A161 項、A163 項及び A164 項参照)。</p> <p>(1) 識別された不備の根本原因を調査する。調査手続の内容、時期及び範囲を決定する際に監査事務所は、識別された不備の内容及び想定される重大性を考慮しなければならない (A165 項から A169 項参照)。</p> <p>(2) 識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価する。この評価は識別された不備について個別に、及び他の不備との組合せにより実施する。</p>	<p>41. 監査事務所は、識別された不備の重大性と広範性を以下により評価しなければならない (A161 項、A163 項及び A164 項参照)。</p> <p>(1) 識別された不備の根本原因を調査する。調査手続の内容、時期及び範囲を決定する際に監査事務所は、識別された不備の内容及び想定される重大性を考慮しなければならない (A165 項から A169 項参照)。</p> <p>(2) 識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価する。この評価は識別された不備について個別に、及び他の不備との組み合わせにより実施する。</p>
<p>(省 略)</p> <p>《12. ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービス》</p> <p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>《12. ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービス》</p> <p>(省 略)</p>

新	旧
<p>49. 監査事務所は、第 48 項で得られた理解に基づき、以下を行わなければならない。</p> <p>(1) ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスが、監査事務所の品質管理システムにどのように関連するかを判断し、どのように考慮するかを適用方法を含めて決定する (A178 項参照)。</p> <p>(2) ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスを、監査事務所の品質管理システムにおいて適切に利用するために、適応させる、又は補完する必要があるかどうか、またその場合には適応させる、又は補完する方法を評価する (A179 項及び A180 項参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>《1. 本報告書の範囲》 (第 3 項及び第 4 項参照)</p> <p>A1. <u>レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」、保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」</u> 及び専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」を含む日本公認会計士協会の他の公表物は、業務レベルでの品質管理における業務執行責任者に対する要求事項を規定する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《14. 特定の対応》 (第 34 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《(4) 外部とのコミュニケーション》 (第 34 項(5)参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《① 監査役等とのコミュニケーション》 (第 34 項(5)①参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A128. 監査基準報告書 260 は、財務諸表監査において監査役等とのコミュニケーションを行う監査人の責任を扱っている。また、企業のガバナンス構造内のコミュニケーションすべき適切な者に関する監査人の判断及びコミュニケーションのプロセスを規定している。状況によっては、例えば、監査基準報告書 260 第 18-2JP 項に記載した企業等以外の企業の監査役等とのコミュニケーションが適切であることがある。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>49. 監査事務所は、第 48 項で得られた理解に基づき、以下を行わなければならない。</p> <p>(1) ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスが、監査事務所の品質管理システムにどのように関連するかを判断し、どのように考慮するかを適用方法を含めて決定する。(A178 項参照)</p> <p>(2) ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスを、監査事務所の品質管理システムにおいて適切に利用するために、適応させる、又は補完する必要があるかどうか、またその場合には適応させる、又は補完する方法を評価する (A179 項及び A180 項参照)。</p> <p>(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p>《1. 本報告書の範囲》 (第 3 項及び第 4 項参照)</p> <p>A1. <u>保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」、保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」</u> 及び専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」を含む日本公認会計士協会の他の公表物は、業務レベルでの品質管理における業務執行責任者に対する要求事項を規定する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《14. 特定の対応》 (第 34 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《(4) 外部とのコミュニケーション》 (第 34 項(5)参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《① 監査役等とのコミュニケーション》 (第 34 項(5)①参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>A128. 監査基準報告書 260 は、財務諸表監査において監査役等とのコミュニケーションを行う監査人の責任を扱っている。また、企業のガバナンス構造内のコミュニケーションすべき適切な者に関する監査人の判断及びコミュニケーションのプロセスを規定している。状況によっては、例えば、監査基準報告書 260 第 16 項に記載した企業等以外の企業の監査役等とのコミュニケーションが適切であることがある。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>・ 本報告書 (2022 年 10 月 13 日改正) は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則 (2022 年 7 月 25 日変更) (修正箇所: 第 16 項及び A118 項) － 監査基準報告書 (序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022 年 7 月 21 日改正) 	<p>・ 本報告書 (2022 年 10 月 13 日改正) は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則 (2022 年 7 月 25 日変更) (修正箇所: 第 16 項及び A118 項) － 監査基準報告書 (序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022 年 7 月 21 日改正)

新	旧
<p>(上記以外の修正箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) ・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表) (修正箇所:第1項) － 保証業務実務指針(序)「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」(2024年9月26日改正) (修正箇所:A1項) － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正) <p>(上記以外の修正箇所)</p>	<p>(上記以外の修正箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正)

以 上